

令和7年度 職業紹介事業 オンライン研修会

令和8年2月19日（木）

厚生労働省 石川労働局
職業安定部 需給調整事業室

本日の説明内容

- 1 労働関係法令について
- 2 職業紹介事業のポイントについて
- 3 令和7年度事業報告について
- 4 雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等について

1 労働関係法令について

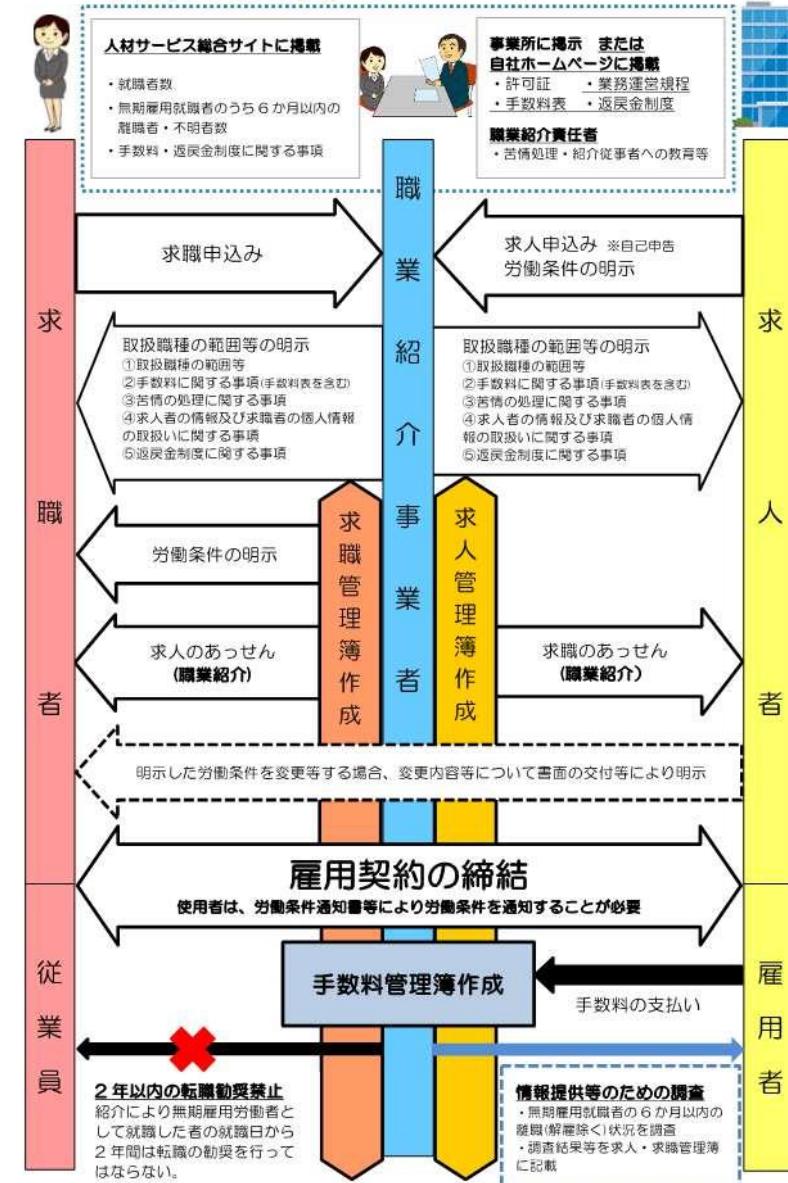
～労働基準法に適合した内容での求人受理に向けて～

資料2「労働基準法の基礎知識」により説明します

2 職業紹介事業のポイントについて

～職業紹介にまつわる情報提供について～

職業紹介イメージフロー



① 許可証の備え付け、業務の運営に関する規程・手数料表・返戻金制度に関する事項についての情報提供

職業安定法第32条の4／業務運営要領

職業安定法第32条の13／則24条の5

- ・これらについては、事業所内の掲示のほか、自社ホームページへの掲載でも可
- ・この情報提供は、次の「取扱職種の範囲等の明示」とは別個に行うもの

②

求人者・求職者に取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第32条の13／則24条の5／業務運営要領

明示すべき事項

- ・取扱職種の範囲等（職種及び地域）
- ・手数料に関する事項
- ・苦情の処理に関する事項
- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ・返戻金制度に関する事項

※原則、求人・求職の受理後（受理時を含む）に書面で交付

※相手方の希望がある場合は電子メール等によることも可能

求人者・求職者に両方に
明示できるように準備し
てください

※求人者・求職者ともに同じ
内容にて明示してください。

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 ○○○○○○ 許可番号 (17-ユ-○○○○○○)

●取扱職種の範囲等 ・職種は ▽▽▽▽ ・地域は 国内

●手数料に関する事項

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	円(手数料負担者は 求人者 とします。)
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 求人者 とします。)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 求人者 とします。)
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 円・活動1日当たり 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 求人者 とします。)
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 円・相談・助言終了時 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の % (手数料負担者は 関係雇用主 とします。)

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

(注) 求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 ◇◇◇◇ 連絡先(△△△△)△△-△△△△

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は○○課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職歴経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者◇◇◇◇とする。

●返戻金制度に関する事項

- ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は別紙のとおりです。

(注) 返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること

③ 違約金等の契約内容の明示

職業安定法指針 第六の九及び第八の五 ※令和7年4月改正

明示が必要となるもの、明示方法

- ・違約金その他、当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について
- ・金額、発生条件、解除方法を含む契約の内容を分かりやすく、明瞭かつ正確に示した書面等により明示を行う → 基本契約書等の関係書類の再点検を
※求人者が事後に同一文面を再読できる方法により明示を行う。口頭、ホームページの該当箇所の教示では不可。
- ・手数料表の明示と個々の紹介就職により発生する手数料の明示の関係

④

業務の目的（個人情報の利用目的）の明示

職業安定法第5条の5

- ・収集された求職者等の個人情報が」どのように保管され、または使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示する

×の例 「職業紹介事業のため使用します」

○の例

「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用するため」

「求人情報に関するメールマガジンを配信するため」

「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用するため」

⑤

労働条件等の明示

職業安定法第5条の3／則第4条の2

- 令和6年4月改正により明示項目が増えている。
令和6年4月改正の項目に限らず、
今一度項目全体を確認ください。

職業安定法第5条の4に定める
的確表示や、正確かつ最新の内容
に保つための措置にも留意

職業安定法第5条の3により、この書面にて労働条件等を明示します。

令和 年 月 日

求人者 → 職業紹介事業者 → 求職者

求人者の 氏名又は名称			
業務内容	<p>〔雇入れ直後〕 〔変更の範囲〕</p> <p>※ 将来の配置転換など今後の見込みも含めた、 締結する労働契約の期間中における変更の範囲を記載</p>		
契約期間	<p><input type="checkbox"/> 期間の定めなし <input type="checkbox"/> 期間の定めあり：雇用契約期間（ ） 契約の更新 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：更新する場合の基準〔 〕 通算契約期間の上限〔 〕年 更新回数の上限〔 〕回</p> <p>※ 有期雇用契約を更新する場合の基準を記載 通算契約期間または更新回数に上限がある場合にはその上限についても記載</p>		
試用期間	<p><input type="checkbox"/> 有：期間○か月〔試用期間中の労働条件の変更 有・無(注)〕 <input type="checkbox"/> 無</p>		
就業場所 (事業所名・住所)	<p>〔雇入れ直後〕 〔変更の範囲〕</p> <p>※ 将來の配置転換など今後の見込みも含めた、 締結する労働契約の期間中における変更の範囲を記載</p>		
就業時間	始業（ 時 分 ）～終業（ 時 分 ）		
休憩時間	時 分 ～ 時 分 (分)		
休日			
時間外労働	<p><input type="checkbox"/> 有 (月平均 時間) <input type="checkbox"/> 無</p> <p>※ 計量労働制が適用される場合、以下のような記載が必要 「企画業務型賃量労働制」により、○時間働いたものとみなされます」</p>		
賃 金	<p>基本給(月給・日給・時間給) 円 定額的に支払われる手当 円 通勤手当 昇給に関する事項</p> <p>※ 固定残業代制を採用する場合は、以下のような記載が必要 ①基本給××円(②の手当を除く額)、②□手当(時間外労働の有無に関わらず○時間分の 時間外手当として△△円を支給)、③○時間を超える時間外労働分の割増賃金は追加で支給</p>		
加入保険	<p><input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険</p>		
雇用形態	<p>※ 派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨を明示</p>		
就業場所における 受動喫煙防止措置	<p><input type="checkbox"/> 屋内禁煙 <input type="checkbox"/> 屋内原則禁煙(喫煙室あり) <input type="checkbox"/> 敷地内禁煙(喫煙場所 有・無) <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>※ 複数の就業場所が予定されている場合はそれぞれの状況、派遣求人の場合は派遣先の状況を明示</p>		
(特記事項)			

(注) 試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。

⑤

労働条件等の明示が必要な項目

職業安定法第5条の3／則第4条の2／業務運営要領

- ・労働者が従事すべき業務の内容（変更の範囲を含む）
- ・労働契約の期間
- ・試みの使用期間（試用期間）
試用期間の有無、試用期間の期間
試用期間中と試用期間終了後の業務の内容等が異なるときは、それぞれの内容
- ・有期契約を更新する場合の基準（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合はその上限を含む）
- ・就業の場所（変更の範囲を含む）
- ・始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日
労基法第38条の3、38条の4のみなし労働時間が適用される場合、労基法第41条の2の高度プロフェッショナル制度が適用される場合はその旨
- ・賃金の額
賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給※固定残業代の支払いがある場合の記載方法に注意
- ・健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用
- ・労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
- ・労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨
- ・就業場所における受動喫煙防止措置

⑥ 人材サービス総合サイトによる情報提供

職業安定法第32条の16第3項／則第24条の8

登録が必要な情報

- ① 紹介による就職者数
 - ② ①のうち、無期雇用就職者の数
 - ③ ②のうち、就職から6ヶ月以内に離職した者の数
 - ④ ②のうち、就職から6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数
 - ⑤ 手数料表に関する事項（手数料表及び手数料実績）
 - ⑥ 収戻金に関する事項
- ※ 手数料実績については次ページも参照

⑥ 人材サービス総合サイトによる情報提供（手数料実績）

職業安定法第32条の16第3項／則第24条の8 ※令和7年4月改正

対象となるもの、算出方法

- ・前年度に取り扱った常用就職（無期及び4か月以上）が多い上位5職種（10件以下の職種は掲載不要）
- ・上記に該当する職種ごとの 1件あたりの平均手数料率を公開
手数料の総額／就職後1年間に支払われる見込み賃金の総額（※）

※関係雇用主から徴収する手数料は含まない。 小数第2位で四捨五入する。

手数料を定額で徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該手数料額の掲載で可。

案内リーフレット

職業紹介事業者の皆さんへ

紹介手数料率の実績の公開と違約金規約の明示が必要になります

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

(1)令和6年度に徴収した紹介手数料の実績(※)を、「人材サービス総合サイト」に掲載してください ※ 職種別の常用就職1件当たりの平均手数料率を算出。

公開の対象となる職種は、常用就職(*)の実績が多い上位5職種となります。ただし、常用就職の実績が10件以下の場合は、掲載は不要です。
(*)常用就職とは、4ヶ月以上の有期又は無期で雇用されることを指します。

平均手数料率の計算は、取扱職種ごとに、

求人者から徴収した手数料の総額(常用就職全件分)
求職者の予定年収の総額(常用就職全件分)

で算出し、小数点第2位で四捨五入してください。

定額制により紹介手数料を徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を実績として掲載することができます。なお、定額以外でも手数料を徴収している場合(定額による徴収と手数料率による徴収と併用している場合)は、平均手数料率を算出願います。

「令和6年度職業紹介事業報告」の提出後、速やかに「人材サービス総合サイト」に掲載してください(「令和7年度職業紹介事業報告」以降も同様に掲載してください)。

(2)違約金規約を設けている場合、令和7年4月1日以降に求人者から
求人の申込みがあった際には、明示をお願いします。

これまで

取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項、求人者の情報や求職者の個人情報の取扱に関する事項、返戻金制度に関する事項の明示が義務となっています。

今後は加えて

求人者に対する違約金規約を設けている場合には、規約の明示もお願いします。その際には
違約金の額、違約金が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容(*)について、
分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示してください。

(*)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や、利用契約の更新に関するルールも含みます。

厚生労働省 都道府県労働局 LL061030需01

よくあるお問い合わせ

(手数料実績開示)

Q.手数料率実績の公開について、過去の年度(令和5年度職業紹介事業報告以前)や実績が多い上位5職種以外の職種については公開する必要はないでしょうか。

A.公開義務があるのは、直近年度であり、常用就職の実績が多い上位5職種のみです。
なお、常用就職の実績が10件以下の場合は掲載不要です。

(違約金明示)

Q.令和7年3月31日までに求人の申込みがあった求人者に対して、違約金や解除方法を含む契約内容を分かりやすく明示する必要があるのでしょうか。

A.令和7年3月31日までは改正指針の内容は適用されません。ただし、後々に求人者とトラブルにならないよう、改正指針の趣旨を踏まえ対応するようお願いします。

Q.求人者に対して利用規約等を書面で見せるだけでは明示として不十分でしょうか。また、ホームページに掲載することで明示することになりますか。

A.利用規約等について求人者に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に求人者が確認できる必要があります。求人の手元に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、職業紹介事業者が求人者に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法のみでは、求人が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているといえません。

違約金等について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、同様の書面を郵送又は電子メールで送付するといった手法を基本とします。それ以外の手法であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる手法を用いて行ってください。

Q.「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して求人者が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないよう全て明示してください。

Q.明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていない場合には、どのように示せばいいでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、求人者が想定していない請求を受けることがないよう分かりやすく明示願います。

Q.「解除方法」とは何の解除方法でしょうか。

A.サービスの利用に関する契約の解除方法を指します。

詳細は、都道府県労働局需給調整事業課までお問い合わせください。

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-676-4618	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1474	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
			鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

人材サービス総合サイトに 入力するには…

人材サービス総合サイトにログインして各情報
を入力してください

ID・パスワードをなくした場合は、
「再発行依頼書」（石川労働局HPに掲載）を送
付してください
→書面にて再発行いたしますので、返信用封筒
もつけてください **(簡易書留分の切手貼付)**

様式例 1

年　月　日

人材サービス総合サイトログインID・パスワード
発行・再発行依頼書

厚生労働大臣殿

印

職業安定法第32条の16第3項に関する事項の情報提供のため、人材サービス総合サイトログインID・パスワードの（発行・再発行）を依頼します。

記

許可・届出受理・通知番号	
氏名又は名称	
ID等送付先住所	

※ 記名押印又は署名のいずれかによって差し支えない。



●当サイトは、Google Chrome75、Microsoft Edge44で動作の確認を行っています

●令和4年10月施行の改正職業安定法に関する情報は[こちら](#)!

●職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会は[こちら](#)!

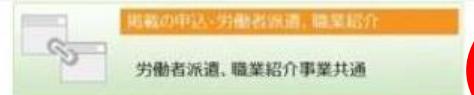
●職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)は[こちらから](#)!

●優良等が認定された事業者一覧(労働者派遣事業者・職業紹介事業者・募集情報等提供事業者)等の情報は[こちら](#)!

検索を行う場合



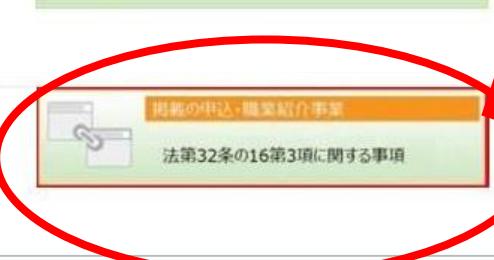
掲載の申込を行う場合



その他



ここからログイン



人材サービス総合サイトのイメージ

平成17年1月1日現在

許可・受理番号 /許可年月日・ 届出受理年月日	事業主氏名 /事業所名称	事業所所在地 /電話番号	就職者			無期雇用のう ち6か月以内 離職者数 (人)	判明せず (人)	手 数 料	退 戻 金 制 度	備 考
			4か月以上 有期及び 無期(人)	4か月以上 有期及び 無期(人) うち無期(人)	4か月未満 有期(人日)					
17-ユ-〇〇〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日	株式会社〇〇〇〇	石川県金沢市〇〇 076-〇〇〇-〇〇〇〇	1	0	0	0	0	有	有	詳細情報
17-ユ-〇〇〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇有限会社	石川県金沢市〇〇 076-〇〇〇-〇〇〇〇	0	0	0	0	0	有	有	詳細情報

注意

実績がない場合であっても、『0』の入力が必要です！

『-』のままであると、未入力（入力されていない）と判断するため、人材サービス総合サイトへの情報提供をしてないものとして、是正指導の対象となります。

人材サービス総合サイト 詳細情報画面

職業紹介事業詳細

許可・届出受理番号					
許可・届出受理年月日	平成〇年〇月〇日				
事業主名称	株式会社〇〇〇〇				
事業所名称	株式会社〇〇〇〇				
事業所所在地	石川県金沢市〇〇				
電話番号	076-〇〇〇-〇〇〇〇				
取扱職種の範囲等	取扱職種	全職種			
	取扱地域	国内			
	その他	〇〇〇			
得意とする職種	〇〇〇				
参考情報（得意職種等）	有				
手数料	有				
返戻金制度	有				
備考					

職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項（情報提供）」

情報登録年度	就職者			離職者数 (人)	離職が 判明せず (人)
	4か月以上 有期及び無期 (人)	4か月以上 有期及び無期(人) うち無期(人)	4か月末満有期 (人日)		
平成31年度	0	0	0	0	0
令和02年度	3	2	1	1	0

よくある違反事項や注意事項について

ここまでに示した情報提供・明示についての違反のほかにも、次のような点も見受けられます

① 変更事項について期日までに提出されていない

職業安定法第32条の7（職業安定法第30条第2号）

届出が必要なもの

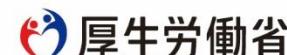
1. 氏名又は名称及び住所、並びに法人にあっては代表者の氏名
2. 法人にあってはその役員の氏名及び住所
3. 職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地
4. 職業紹介責任者の氏名及び住所
5. その他厚生労働省令で定める事項…取扱職種範囲等、取次機関など

変更届は事実の発生の翌日から起算して **10日以内**

職業紹介責任者および、登記事項証明書の添付を要する場合は **30日以内**に提出



来室の際はご連絡ください
076-265-4435



石川労働局

② 各管理簿が作成されていない、または項目不足

職業安定法第32条の15

備え付けが義務づけられているもの

- 求人管理簿
 - 求職管理簿
 - 手数料管理簿

求人管理簿

求人管理簿 (様式及び記載例)											
求人登録番号	登録情報		登録年月日	有効期間	求人数	職種	結果履歴	雇用期間	賃金	[有効期間の終了後2年間保存]	
	会社名	所在地								採用担当者名	連絡先電話番号
1-1	株式会社△△△システムズ	金沢市西吉田○-○-○	R1.6.1 R1.12.31	2	CAD オペレーター	株式会社△△△システムズ 金沢市西吉田○-○-○	期間の定めなし		□ 時給 □ 日給 □ 月給	R1.6.16 石川 芳平 <small>採用・不採用</small>	R1.7.1 R1.7.6 R1.7.1～ R3.6.30
	振路新農 白山 次郎 076-000-0000										
1-2	×××機械工業株式会社	金沢市○○○-○-○	R1.8.5 R1.10.31	1	機械操作	金沢市○○○-○-○	R1.9.1 R1.12.31	1,300円 ～1,500円	□ 時給 □ 日給 □ 月給	R1.8.7 滝谷 大介 <small>採用・不採用</small>	R1.7.1～ R3.6.30
	人事課長 内海 海人 076-000-0000										

* 求人登録済み、個人情報を記載されているので、抜粋には十分注意すること。

令和3年8月

無期雇用就職者に関する事項	
転職勧奨禁止期間	6か月以内の離職状況 (a)、(b)のいずれかを記載
	<p>(a)調査により確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月以内に離職したか <input type="checkbox"/>離職 <input checked="" type="checkbox"/>離職せず <input type="checkbox"/>不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 <p>(b)返戻金制度に基づく返金で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月以内の離職による返金 <input type="checkbox"/>返金有 <input type="checkbox"/>返金無
R1.7.1～ R3.6.30	<p>(a)調査により確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月以内に離職したか <input checked="" type="checkbox"/>離職 <input type="checkbox"/>離職せず <input type="checkbox"/>不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 <p>(b)返戻金制度に基づく返金で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6か月以内の離職による返金 <input type="checkbox"/>返金有 <input type="checkbox"/>返金無

a : 調査により確認
調査結果、調査日、調査方法を記載

b : 6か月以内の離職により返戻金制度に基づき
返金が行われたか否か

a、b いずれかの方法により記載することが必要

求職管理簿

求職管理簿 (様式及び記載例)												
求職番号	④	⑤	⑥	受付年月日	有効期間		求人受理整理番号	採用不採用	採用年月日	労働契約	無期雇用	
					紹介年月日	求人事業所名称						
2020-1				R1.5.28	R1.6.15	1-1	採用△△△システムズ	不採用	R1.7.1 ～ R3.6.30	□無期	R1.7.1 ～ R3.6.30	□無期雇用
石川 花子	CAD オペレーター	R1.5.28 ～ R1.7.31										
金沢市××1-2												
S40.1.1												
2020-2				R1.6.3	R1.6.15	1-1	採用△△△システムズ	不採用	R1.7.1 ～ R3.6.30	□無期	R1.6.21面接 R1.6.25採用協約 R1.9.30離職	□無期雇用
金沢 太郎	CAD オペレーター	R1.6.3 ～ R1.8.31										
野々市市●●3-4												
S42.5.20												
				H ～ H								
				H ～ H								
				H ～ H								
				H ～ H								
				H ～ H								
				H ～ H								
				H ～ H								
										令和3年9月		
* 求職管理簿は、個人情報が記載されているので、取扱いには十分注意すること。												

無期雇用就職者に関する事項	
転職勧奨禁止期間	6か月以内の離職状況 (a)、(b)のいずれかを記載
R1.7.1 ～ R3.6.30	(a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 □離職せず □不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □返金有 □返金無
R1.7.1 ～ R3.6.30	(a)調査により確認 ・6か月以内に離職したか □離職 □離職せず □不明 ・調査日: R2.1.15 ・調査方法: 電話確認 (b)返戻金制度に基づく返金で確認 ・6か月以内の離職による返金 □返金有 □返金無

a : 調査により確認
調査結果、調査日、調査方法を記載

b : 6か月以内の離職により返戻金制度に基づき
返金が行われたか否か

a、b いずれかの方法により記載することが必要

各管理簿についての その他の注意点

【求人管理簿】 【求職管理簿】

求人管理簿、求職管理簿の求人数・求職者数が同じ数で、いずれも紹介し、就職している、という例が見受けられる
→それが成り立つのは、求人・求職ともに100%のマッチングの場合のみ

【手数料管理簿】

手数料の算出根拠となつた賃金について、具体的な金額が記載されていない例が見受けられる →算出根拠となつた賃金、割合等をわかるように記載

ちなみに・・

求人管理簿、求職管理簿は、求人・求職の有効期間の終了後 2年間の保存
→求人・求職の有効期間末日を定めていない事業所は注意

③ 求人受理時に求人者の自己申告を求めていない

職業安定法指針 第六

様式例について
令和7年12月に改訂あり

(育児介護休業法改正に伴う条文整理)

（様式例第7号）
自己申告書
年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名 _____
事業所所在地 _____
代表者名 _____

◇この自己申告書についての説明事項
(1)以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
(2)この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
(3)申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の第3項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。
※項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行なうことができます。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1)過去1年間に2回以上同一の対象条項（※1、2）違反行為により、労働基準監督署から是正勅告を受け、
a 当該違反行為を是正していない。
b 是正してから6ヶ月が経過していない。

(2)違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、
a 当該違反行為を是正していない。
b 是正してから6ヶ月が経過していない。

(3)対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、
a 当該違反行為を是正していない。
b 送検後1年が経過していない。
c 是正してから6ヶ月が経過していない。

(4)求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、労働基準監督署による是正勅告を受けており、その後、
a 当該違反行為を是正していない。
b 是正してから6ヶ月が経過していない。

(※1) 対象となる労働基準法の規定

内容	規定
男女同一賃金	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項
休憩・休日、有給休暇	第34条、第35条第1項、第39条第1項、第12項、第5項、第7項及び第9項
年少者の保護	第65条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
妊娠婦の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項
※ 労働者派遣法第44条(第4項を除く)により適用する場合を含む。	

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容	規定
最低賃金	第4条第1項

3 令和7年度事業報告について

令和7年度事業報告（令和8年4月30日までに報告）について

～必ず最新の様式をダウンロードしてご提出ください～

様式第8号「取扱業務等の区分」にかかる職業分類番号は、既に令和4年版厚生労働省編職業分類に変更されています。

下記厚生労働省HP内には、上記に対応した様式第8号（エクセル版）が掲載されており、各欄プルダウンで職種分類を選択できます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>
(ページ下部「様式集－事業報告書」を参照)

また、事業報告の提出は、e-Gov電子申請のホームページから電子申請により行うこともできますので、積極的にご利用ください。

※利用方法の詳細はe-Gov電子申請のホームページをご参照ください。

4 雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等について

許可有効期間が更新となつた
際に提出もれがないように、
準備してください

雇用関係助成金を取り扱う 職業紹介事業者等について

「雇用関係助成金」のうち、一部の助成金に関する職業紹介などは、特定地方公共団体（無料の職業紹介事業を行う地方公共団体）及び民間の有料・無料職業紹介事業者（以下「職業紹介事業者等」と言います。）でも取り扱っています。また、民間の有料職業紹介事業者の就職支援サービスを利用することが前提となっている助成金もあります。



雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等となるには、
取扱事業者証の交付を受ける必要があります。職業紹介事業者等の基準に該当しているとともに、同意条件に同意の上、都道府県労働局長あて助成金ごとに**同意書**の提出が必要です。

職業紹介事業者等が取り扱うことのできる雇用関係助成金は、「A雇用給付金」と「B再就職給付金」に分けられ、同意書もそれぞれ分かれています。

同意書の提出後、取扱事業者証が交付されます！

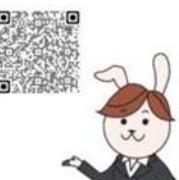
雇用関係助成金の取り扱いを行うことができる期間

同意書を提出後、労働局が交付する、**取扱事業者証の交付日から、有料・無料職業紹介の許可の満了する日までの期間**となります。
許可期間の更新と合わせて、新たな期間分の**同意書**の提出もお願いします。

同意書の提出により雇用関係助成金を取り扱うことができる職業紹介事業者等
○職業安定法第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（特定地方公共団体）
○職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者
○職業安定法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者
○職業安定法第33条の2第1項、第33条の3第1項その他法令の規定による届出に係る無料職業紹介事業者
○船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者
○船員職業安定法第40条第1項の規定により届出を行った無料船員職業紹介事業者

同意条件や同意書などの様式については厚生労働省の
ホームページよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/joseijigousya.html



石川労働局 職業安定部 職業対策課
電話 076-265-4428

職業紹介事業の許可条件の追加

業務運営要領

令和7年1月1日から追加されている許可条件

- ・職業安定法指針に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加

近年では、的確な明示、明示項目の追加、違約金を含めた利用料金の明示など、明示する情報の内容や金銭に関する改正がなされている

案内リーフレット

職業紹介事業者並びに職業紹介事業の許可申請等を検討している皆さま

2025（令和7）年1月1日施行

職業紹介事業の許可条件が追加されます

■ 職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号)に規定されている「転職勧奨の禁止」及び「お祝い金等の提供の禁止」が許可条件に追加されます。

■ 新たに追加される許可条件の内容

- その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- 求職の申し込みの勧奨については、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて求職者に金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

➢ 許可条件の追加は2025（令和7）年1月1日から適用されます。

➢ 2025（令和7）年1月1日以降の許可や許可有効期間の更新には、許可条件が追加されることとなります。

➢ 更新時期を迎える前に（当該許可条件が付される前に）上記の職業安定法指針に違反した場合、当該事業者については正指導を行うとともに、本許可条件を付すこととなります。

■ 厚生労働省ホームページ
職業紹介事業の業務運営要領の改正について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>

■ 詳細は、都道府県労働局の需給調整事業課室へお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	086-611-5386
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 府	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

厚生労働省 都道府県労働局

職業紹介事業者の皆さまへ

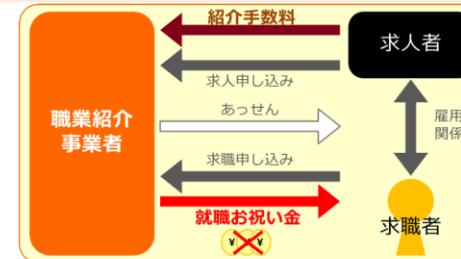
「就職お祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しました

令和3年4月1日から職業安定法に基づく指針が一部改正されます

「お祝い金」その他これに類する名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭などを提供することで求職の申し込みの勧奨を行ってはいけません。

・求職の申し込みの勧奨は、金銭の提供ではなく、職業紹介事業の質を向上させ、それをPRすることで行ってください。

・職業紹介事業者が、自ら紹介した就職者に対し転職したらお祝い金を提供するなどと持ちかけて転職を勧奨し、繰り返し手数料収入を得ようとする事例があります。このような行為は、労働市場における需給調整機能を歪め、労働者の雇用の安定を阻害する行為であり、行ってはいけません。



職業紹介事業者が遵守すべき事項

厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトに、以下の情報を提供してください

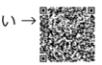
※ 以下の情報の提供は職業安定法第32条の16第3項により職業紹介事業者に義務付けられています。

- 紹介により就職した人の数（2016年度に就職した人数から掲載）
- 紹介により就職した無期雇用の人数、そのうち6か月以内に離職した人数（2018年度に就職した人数から掲載）
- 手数料に関する事項（手数料表の内容）
- 収戻金制度（短期間に離職した場合に手数料を返金する制度）の有無や内容
- その他、得意とする分野など（職業紹介事業者が任意で掲載）

人材サービス総合サイト 検索 

紹介した求職者が早期に離職することのないよう、以下の事項を遵守してください

- 自らの紹介により就職した者（無期雇用契約に限ります。）に対して、就職した日から2年間は、転職の勧奨を行ってはいけません。
- 紹介手数料に関して、返戻金制度を設けることが望まれます。
- 求職者と求人の双方に対し、求職者から徴収する手数料および求人から徴収する手数料の両方を明示してください。

ご不明な点がありましたら、都道府県労働局までご相談ください → 

厚生労働省 都道府県労働局

LL030302需01

職業紹介事業に関するご相談・お問い合わせ先

石川労働局 職業安定部 需給調整事業室

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階

☎076-265-4435

本研修終了後、必ずアンケートにご回答をお願いします。

本日16時ころ、参加申込み時に登録いただいたメールアドレスあて
アンケート回答依頼メールが届きますので、1週間以内にご回答をお願いします。